

利用される方々のために

1調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計（指定統計第23号）として全国の卸売・小売業商店を調査し、商業の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年 通商産業省令第60号）による。

3 調査の期日

平成9年6月1日現在

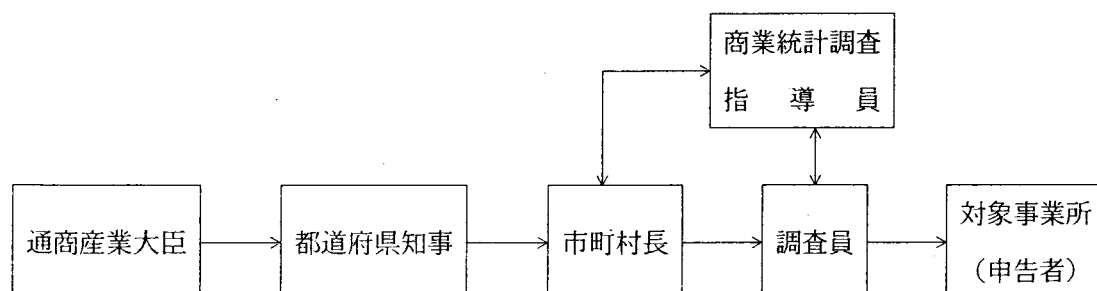
4 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類 卸売業・小売業、飲食店」に属する事業所のうち 飲食店を除く事業所（以下「商店」という。）を調査の範囲としている。ただし、次に掲げる商店は調査の範囲から除かれている。

- (1) 国に属する事業所（政府刊行物サービスセンター、林野庁の製品販売所など）
- (2) 露店、行商、屋台、建売、旅商など営業場所の定まらないもの（ただし、これらの 営業する場所とは別に拠点となる店舗あるいは商品販売活動を行うための事業所がある場合は、その店舗又は事務所に含めて調査する。）
- (3) 劇場、遊園地、運動競技場、駅の改札内などの有料の施設内に設けられている商店
- (4) 調査期日前引き続き3ヶ月（平成9年3月～5月の間）以上休業している商店
- (5) 開店準備中、又は清算中で、調査日に従業者（個人事業主を含む）がいない商店

5 調査の方法

- (1) 調査員が調査票をそれぞれ対象商店に配布し、申告義務者（商店）が自ら記入する自計方式による。
- (2) 調査経路及び調査機関は、次のとおりである。



6 調査の単位

事業所（一区画を占めて、単一の経営主体のもとにおいて経済活動を行っている場所）単位の調査で、経営者が同一であっても異なった場所で商業事業を営んでいる場合は、本店、支店、営業所などそれぞれの場所ごとに調査する。

了 調査項目

付表の調査票のとおり。

8 主な用語の説明

（１）商 店

原則として、商品を購入して販売する事業所であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいう。なお、同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も、商品の購入又は販売となる。

（２）卸売業

主として、次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を販売する事業所

製造業者が、別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売する事業所、例えば家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする）

他人又は他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをする事業所（代理商・仲立業）

（３）小売業

主として、次の業務を行う事業所をいう。

主として、個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を購入し、販売する事業所

商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理用収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業としないで小売業とするただし、修理を専業としている事業所は修理業となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない）

製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所（洋服店、菓子店、パン屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局など）

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点として事務所などの事業所のある訪問販売又は通信販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

（４）従業者

平成9年6月1日現在で、主としてその商店の業務に従事している者をいい、個人事業主及び無給家族従業員、会社及び団体の有給役員、常時雇用者（平成9年4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時及び日雇いの者も含む）

（５）年間商品販売額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1か年間のその事業所における有休商品の販売額をいう。（したがって、不動産や有価証券の販売額は含めない。）

（６）その他の収入額

平成5年6月1日から平成9年5月31日までの1か年間の商品販売額以外の事業による収入額をいい、次に掲げるものが含まれる。

（Ｄ）修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行った場合の修理料（なお、販売商品に関連しない修理料は、「サービス業収入額」に含まれる。）

（診）仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として商品販売のあっせんを行った場合に、その仲立行為から得た手数料

製造業出荷額

ア 自店で製造した商品を卸売している場合の卸売販売額

イ 原材料を支給して委託生産したものに、自社において加工処理をして完成させた商品の卸売販売額

リ 受託製造した場合の加工賃収入額

サービス業収入額

販売商品に関連しない各種修理のほか、クリーニング、洗濯染色、貸衣装、写真撮影などのサービスの提供に対する収入額（売上高）

上記以外の収入額

「その他の収入額」のうち 修理料、 仲立手数料、 製造業出荷額、 サービス業収入額を除いた収入額

（７）商品手持額

平成9年6月1日現在で、商店が販売の目的で保有しているすべての手持商品額（原則として、仕入原価である。）をいう。

(8) 営業形態（小売業のみ調査）

セルフサービス店（小売業のみ）

次の3つの条件を売場面積の50%以上について採用している商店をいう。

ア 商品があらかじめ包装され、値段がつけられていること。

イ 店に備えつけられた買物カゴなどにより、客が自分で自由に商品を取り集めるような形式をとっていること。

リ 売場の出口などに設けた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

製造小売店

自店内で製造した商品を主としてその場所で個人又は家庭用消費者に販売する小売業者のこと、である。

(9) 売場面積（小売業のみ調査）

商品を販売するために、その店が実際に使用する売場の延床面積をいう。（ただし、牛乳・ト売業、自動車（新車・中古車）小売業、畳（製造・非製造）小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除く。）

9 産業分類の格付け方法

数種類の商品を販売している商店の産業分類は、原則として次の方法によって決定される。

まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売、飲食店のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業または飲食店かを定める。次に、卸売業か小売業になった場合は、販売額のうち商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決め、中分類に属する商品のうち商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決める。さらにその小分類に属する商品のうち商品分類番号上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決定する。

10 その他の利用上の注意

(1) 商店の産業分類の格付けは、「日本標準産業分類」に基づく「商業統計調査用産業分類表」によっている。なお、産業分類の名称を一部略称で表示している。

(2) 産業分類「52 代理商・仲立業」については、年間商品販売額及び商品手持額を調査していない。

(3) 統計表の記号

「 」・... 商店数が1又は2の場合、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため、数字を秘匿したことを示したもの。なお、この秘匿によっても が算出される恐れがあるものについては、商店数が3以上でも で秘匿した箇所がある。また、計の欄には の数値を含めていない。

「0.0」...端数四捨五入による単位未満のもの

「-」...該当がないもの又は調査していないもの

「 」... ・減少したもの

- (4) 合計と内訳が一致しない箇所は、単位未満四捨五入の関係による。
- (5) 昭和63年以前の数値は旧飽託四町を含まない数値であり、平成3年の数値は旧飽託四町を含んだ数値である。昭和63年と平成3年は調査時の市域で比較している。
- (6) この結果表の数値は、県の集計に基づく概数で後日通商産業省から公表される数字とは相違することがある。

この結果表についての照会又は問い合わせは、下記へお願いします。